

答申第 813 号

情 公 第 1625 号

令和 7 年 7 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 6 月 12 日付けで諮問されたセキュリティ対策に関する文書非公開の件（諮問第 909 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、令和6年5月8日付け行政文書公開拒否決定を取り消し、改めて諾否決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年3月21日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる行政文書について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、令和6年3月26日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定（以下「本件延長決定」という。）を行った上で、同年5月8日付けで、別表の項番1に係る請求（以下「請求1」という。）に対して特定した行政文書に含まれる情報の全てを非公開とし、別表の項番2に係る請求（以下「請求2」という。）に対しては文書不存在とする決定（以下請求1に対する諾否決定と請求2に対する諾否決定を合わせて「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年5月12日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 請求1に対する処分について

ア 決定通知書に特定した行政文書の名称が記載されていないことの違法
最高裁平成4年12月10日判決を引用するまでもなく、公開拒否決定通知書の記載は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるとの趣旨に沿うものでなければならない。そのため、決定通知書には、実施機関が当該決定において特定した対象行政文書の名称を具体的に記載することが求められる。

神奈川県が策定・公表している「かながわの情報公開ハンドブック

（令和 6 年 4 月）」（以下「ハンドブック」という。）においても、「『公開請求に対して特定した行政文書の概要』欄には、特定した行政文書の表題等を記載する。表題等がない行政文書を特定した場合は、当該行政文書の発出、作成又は収受の日時とその概要を記載するなど、特定した行政文書が明らかになる程度の記載を行う。」とされている。

しかるに、処分庁は決定通知書において、対象行政文書の具体的名称を明らかにしていない（ハンドブックにある「公開請求に対して特定した行政文書の概要」欄自体を設けていない。）。これでは、審査請求人は、非公開事由該当性についての処分庁の判断内容を理解することが極めて困難である。

この点をもっても、請求 1 に対する処分は取り消されるべきである。

イ 部分公開をしないことの違法

処分庁が請求 1 に対して具体的にどのような行政文書を特定したか明らかではないが、それがどのようなものであれ、行政文書の全体が条例第 5 条第 5 号に該当するということはおよそ考えられない。「各自治体の庁舎の秩序維持に支障を及ぼすおそれ」のある部分を除き、部分公開（条例第 6 条第 1 項）がなされるべきである。

ウ その他

セキュリティに係る調査結果であっても、セキュリティゲートを庁舎入口に設置していることや、カウンター等の設置により来庁者を執務区域から隔てていることなどは、来庁者ら一般市民に公表されていることであって、「庁舎の秩序維持に支障を及ぼすおそれ」があるとは考えられない（特定の他自治体は、庁舎入口にセキュリティゲートを設置していることをホームページで公表している。）。

(2) 請求 2 に対する処分について（理由提示の違法）

決定通知書の「特定市 B に対して電話による聞き取りを行ったことから、行政文書が存在しないため。」との記載では、①電話聞き取りを行った職員のとったメモ等も含め一切記録が存在しないのか、②職員のメモ等はあるが行政文書に該当しないと処分庁において判断したのかということがわからない。

不存在決定にあたっては、物理的不存在か、法的不存在かを明らかにすべきことは裁判例において定着しているし、ハンドブックにおいても上記のいずれであるかを区別して記入することが求められている。

この点において、請求2に対する処分は取り消されるべきことは明らかである。

処分における理由提示の瑕疵は、弁明書で「補足」したとしても治癒されない（最高裁平成4年12月10日判決）。また、弁明書に「本件は物理的不存在であり、電話により聞き取りを行った際のメモ等は現在存在しない」と記載されているが、もともと作成していなかったのか、作成したが廃棄したのかが明らかでないから、この点も説明すべきである（岡山地裁平成28年6月15日判決参照。）。

さらに、「物理的不存在」との主張は、処分庁が令和6年3月26日付で行った諾否決定期間延長決定通知書記載の延長理由「…『特定市Bのセキュリティ対策』の資料には、調査先のセキュリティに係る部分が含まれており、本県の判断では公開の可否を判断できず、条例第12条第1項の規定により、調査先から意見を求めることが必要なため」との記載と矛盾する。

4 実施機関（担当：総務局庁舎管理課）の説明要旨

(1) 請求1に対する処分について

各自治体におけるセキュリティ対策に係る調査結果であり、公にすることにより、各自治体の庁舎の秩序維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第5号に該当する。

また、調査内容については各自治体における事務又は事業の実施に影響を与える関連情報が含まれると判断した。

さらに、条例に基づき、調査を実施した第三者へ意見書の提出を求めたところ、当該文書の全部分について開示されることに支障がある旨の意見が提出され、県としても妥当であると判断した。

以上の理由により、特定した対象行政文書の標題等の記載、部分公開及び処分の取消しは行わない。

(2) 請求 2 に対する処分について

本件は物理的不存在であり、電話により聞き取りを行った際のメモ等は現在存在しないため、条例第10条第3項に該当する。

弁明書により、決定通知書の記載に不足があった点は補足されるため、処分の取消しは行わないものとする。

5 審査会の判断理由

(1) 請求 1 に対する処分について

実施機関は請求 1 に対して、特定自治体が全国の都道府県を対象に行った調査に係る文書（以下「全国調査文書」という。）を特定したうえで、全国調査文書に含まれる全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）が、「各自治体におけるセキュリティに係る調査結果であり、公にすることにより、各自治体の庁舎の秩序維持に支障を及ぼすおそれがある」ことを理由に、条例第5条第5号に規定する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると説明している。

当審査会が確認したところ、全国調査文書は4種類の文書、すなわち、①特定自治体から各都道府県宛てに発出された照会文書、②回答様式、③特定自治体からの調査結果の送付文及び④調査結果の集計表から構成されていることが認められる。

このうち、①から③の各文書は、単なる送付文又は照会の回答様式に過ぎないため、「各自治体におけるセキュリティに係る調査結果」が含まれているとは認められない。一方、文書④には、照会に対する各都道府県の具体的な回答結果が記載されていることが認められるものの、本照会には庁舎のセキュリティ対策に関する設問以外の設問も設けられているため、文書④に含まれる全ての情報が「各自治体におけるセキュリティに係る調査結果」とする実施機関の説明は合理的とは認めがたい。

以上のことから、本件非公開情報の全てが条例第5条第5号に該当するという実施機関の判断は妥当とは認められない。

(2) 請求 2 に対する処分について

実施機関は請求 2 に係る行政文書について、本件延長決定通知書の「延長

の理由」欄に、「特定市Bのセキュリティ対策の資料には調査先のセキュリティに係る部分が含まれており」と記載し、当該行政文書の存在を前提とする延長理由を説明しながら、請求2に対する諾否決定としては文書不存在を理由とする公開拒否決定を行っており、延長理由とは矛盾した決定を行っていることが認められる。実施機関がこの点について何ら説明しないまま本件処分を行ったことは、実施機関の理由付記義務を規定した条例第10条第3項の趣旨（実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨）に鑑みれば、妥当性を欠くものといわざるを得ない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分には妥当ではない点が認められるため、実施機関は本件処分を取り消し、改めて諾否決定を行うべきである。そして、諾否決定をするに当たっては、延長理由と矛盾した決定を行ったことについての理由を付記すべきである。

6 附言

当審査会が確認したところ、実施機関は、調査を実施した特定自治体から、全国調査文書の全部を非公開とすることを希望する意見書が提出されたことを理由に全国調査文書の交付を行わなかったことが認められた。しかし、仮に請求1に対する諾否決定のように請求対象となった行政文書に含まれる全ての情報を非公開とする決定を行う場合であっても、当該決定が存否応答拒否決定や不存在決定でないかぎり、実施機関は請求者に対し、その全ての情報についてマスキング処理を施した行政文書の公開を実施する義務があることから（条例第13条第1項）、実施機関は請求1に対する諾否決定において同項に規定する義務を果たさなかったものといわざるを得ない。実施機関が改めて諾否の決定をするに当たっては、同項に規定する義務を確実に実施するようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	公開請求に係る行政文書の内容	
1	令和5年12月8日開催の神奈川県議会総務政策常任委員会において、特定課課長が行った答弁のうち、	都道府県庁舎のセキュリティ対策の状況につき、「令和4年度に行われた全国調査の結果によれば、11都県がすでに導入済み、6府県が今後導入予定である」との趣旨の答弁の根拠とした全国調査の内容がわかる文書等。
2		「神奈川県内においては、特定市Aおよび特定市Bが庁舎建て替えを機に、（セキュリティ対策を）導入している」との趣旨の答弁の根拠とした「特定市Bが庁舎建て替えを機に（セキュリティ対策を）導入している」ことがわかる文書等。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 6 月 12 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 5 月 15 日 (第 256 回部会)	○ 審議
令和 7 年 6 月 26 日 (第 257 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 7 月 28 日現在）（五十音順）